

令和元年 天草市農業委員会第10回総会議事録

令和元年9月25日天草市役所本庁第2委員会室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下 敏 明 君
5番	山下 和 弘 君	6番	玉田 秀 敏 君
7番	金 棒 康 二 君	8番	淀川 洋 一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並 彰 一 郎 君	12番	井島 安 一 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

13番 野中 幸 廣 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	岩本 隆 二	係 長	荒木 賢 司
主 査	中山 喜 光	書 記	山川 裕 輔
書 記	井上 拓 海		

4、議事日程

開 会

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議第80号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議第81号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議第83号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について

日程第6 議第84号 非農地通知書交付申請について

日程第7 報告事項について

閉 会

開 議 午後1時55分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和元年天草市農業委員会第10回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆様こんにちは。9月に入り雨が多く、農業委員会自主活動のひまわりの植栽も予定より2週間ほど遅れて実施しましたが、10月に綺麗に咲いてくれたらと思っています。また、台風の風が予想より強く吹いたと感じましたので、農作物への被害がないか心配をしているところです。10月には研修も行う予定ですので出席をよろしくお願い致します。本日は全体で93件の案件がありますが、慎重に審議を進めていくようどうぞよろしくお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、13番野中委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、3番黒川委員、4番松下委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第80号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。丸尾町の譲受人は長崎県佐世保市の譲渡人外3より、丸尾町の田984㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から北東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。本渡町の譲受人は埼玉県さいたま市の譲渡人より、本渡町の田 606 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した拓心高校から北西へ約 0.6km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。有明町の譲受人は熊本市南区の譲渡人より、有明町の畑 382 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧浦和小学校から北東へ約 1.1km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日、担当地区の推進員と現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。有明町の譲受人は上益城郡益城町の譲渡人より、有明町の畑4,786㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧島子小学校から東へ約1.4km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日、担当地区の推進員と現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 5番について説明します。新和町の譲受人は新和町の譲渡人より、新和町の畑876㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大宮地公民館から南西へ約1.6km、青色で着色した県道大宮地宮地岳線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の2ページをお開きください。6番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑285㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧手野小学校から南へ約0.8km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日、担当地区の推進員と現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 7番について説明します。天草町の譲受人は福岡県北九州市の譲渡人より、天草町の田及び畑3,244㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したお万が池から西へ0.1km、北東へ約0.2km、南西へ0.3km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲、野菜、果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（松下敏明君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の3ページをご覧ください。8番について説明します。天草町の譲受人は天草町の譲渡人より、天草町の田及び畑4,110㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した福連木地区コミュニティセンターから西へ約2.3km、青色で着色した県道本渡下田線の南側と北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願いします。

○4番（松下敏明君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の3ページをお開きください。9番から11番については、譲受人が同じで申請地も近くにありますので、まとめて説明してよろしいでしょうか。

資料②の3ページをお開きください。9番から11番について説明します。河浦町の譲受人は9番の河浦町の譲渡人より、河浦町の田1,927㎡と10番の河浦町の譲渡人より、河浦町の田1,465㎡、畑427㎡と11番の河浦町の譲渡人により、河浦町の田2,355㎡、畑2,646㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦病院から北東へ約2.2km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲及び野菜を栽培される計画です。また、本日欠席の野中委員より意見を伺っています。9

月 19 日に農地利用最適推進委員の田中委員と共に現地の確認をいたしました。何ら問題はないものと思われま。とのことでした。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、9 番から 11 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、12 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 12 番について説明します。河浦町の譲受人は東京都世田谷区の譲渡人外 1 より、河浦町の田 11,974 m²と畑 1,883 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦中学校から北へ約 0.5km、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻及び野菜を栽培される計画です。また、本日欠席の野中委員より意見を伺っています。9 月 19 日に現地の確認をいたしました。何ら問題はないものと思われま。とのことでした。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、12 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 81 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 6 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は東浜町の個人で、今釜新町の畑 335 m²を駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北東へ約 0.2km、青色で着色した国道 324 線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配

置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、15台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されており、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の田79㎡を駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳校から南西へ約2.2km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、帰郷するにあたり駐車場が必要になったため、2台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されており、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の畑55㎡を墓地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した福連木多目的集会所から西へ約2.3km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、一族の墓がないため、3基分の墓地として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に墓地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（松下敏明君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

○10番（中村三千人君） 転用者は周囲の住民の同意を取る必要はないですか。

○事務局（中山喜光君） 農地法の許可基準では、周囲の住民の同意は必要ありません。

○議長（本田実君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 4番について説明します。転用者は東京都世田谷区の個人で、河浦町の畑150㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦中学校から北へ約0.5km、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、隣接する宅地とゲートボール場利用者

の駐車場として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成されているため、始末書が添付されています。また、本日欠席の野中委員より意見を伺っています。9月19日に現地の確認をいたしました。区長の同意書も付けられており、何ら問題はないものと思われまふ。とのことでした。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたか、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第82号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の7ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は今釜町の個人で、北原町の畑366㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から南へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の5ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたか、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。転用者は東浜町の法人で、今釜町の田1,298㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北へ約0.5km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅地として需要が見込まれるため、6区画分の宅地を整備し分譲する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。転用者は上天草市龍ヶ岳町の個人で、下浦町の田425㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東中学校から南西へ約0.3km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は土地改良事業による換地が行われている第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、土地改良事業計画で定められた用途に供するため、例外規定に当てはまり、許可することができることとなっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、2台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 8 ページをお開きください。4 番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑 484 m²を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約 0.5km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、2 台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 5 番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の田 235 m²に使用貸借権を設定して、宅地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地

は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦郵便局から北西へ約 0.2km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、2 台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 6 番について説明します。転用者は有明町の法人で、有明町の田 1,168 m² を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した道の駅有明から東へ約 0.2km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がり区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、運送業を営んでいるが、事業の拡大に伴い駐車スペースが不足しているため、大型車 12 台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の 6 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第83号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の9ページをご覧ください。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が52件、再設定が12件、転貸が0件、合計65件で、筆数130筆、総面積が170,432.04㎡となっております。なお、所有権移転の計画1件につきましては、本渡町の個人が五和町の畑6,024㎡を熊本県農業公社から売買により取得する計画でございます。利用権設定に関しては、主に有明町楠甫地域における39件、67筆、総面積103,215㎡を、農地中間管理機構を通じて新規設定された計画となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の7ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第6、議第84号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の44ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、有明地域が1件、倉岳地域が1件、五和地域が3件、天草地域が1件で合計6件。筆数は全体で19筆、面積は15,406㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の8ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。

それでは、スクリーンをご覧ください。1番から3番の地図です。市役所有明支所から北東へ約1.3kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が4番、5番の地図です。市役所倉岳支所から東へ約1.1kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が6番から13番の地図です。天草セントラル病院から南へ約0.6kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が14番から16番の地図です。市役所五和支所から南西へ約1.2kmのところになります。次が航空写真です。

次が現地の写真です。次が17番の地図です。天草セントラル病院から南へ約0.2kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が18番、19番の地図です。お
万が池から南西へ約0.1km、東へ0.9kmのところになります。次が航空写真です。次が現地
の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました1番から19番の件につきまして
質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の46ページをお開きください。農地利用・形状変更届は4
件。いずれも盛土して畑として利用したいというものでした。第4条関係許可不要転用届は
ありませんでした。第5条関係許可不要転用届はありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、令和元年天草市農業委員会第10回総会を閉会致します。

午後3時15分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

本田実

署名委員

黒川紀世子

署名委員

松下敏明